

中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について (案)

平成 13 年 2 月 9 日環境保健部会決定
 平成 14 年 6 月 11 日一部改定
 平成 14 年 9 月 13 日一部改定
 平成 18 年 2 月 10 日一部改定
 平成 19 年 10 月 17 日一部改定
 平成 21 年 10 月 28 日一部改正
 平成 23 年 2 月 25 日一部改正
 平成 25 年 6 月 28 日一部改正
 平成 26 年 4 月 18 日一部改正
 平成 28 年 1 月 14 日一部改正
 平成 28 年 4 月 25 日一部改正
 平成 28 年 7 月 26 日一部改正
令和元年 7 月 22 日一部改正

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)に基づき、環境保健部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 化学物質審査小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質審査小委員会」を置く。
- (2) 化学物質審査小委員会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条の規定に基づく新規化学物質に係る判定等その他同法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項に関する調査審議を行う。
- (3) 化学物質審査小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 化学物質対策小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質対策小委員会」を置く。
- (2) 化学物質対策小委員会は、今後の化学物質対策の在り方について調査審議を行う。
- (3) 化学物質対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

3. 石綿健康被害救済小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害救済小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害救済小委員会は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項（石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るもの除く。）について調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害救済小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

4. 石綿健康被害判定小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5. 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」を置く。
- (2) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るもの）についての審議を行う。
- (3) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画についての審議を行う。
- (4) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とができる。

6. 化学物質評価専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「化学物質評価専門委員会」を置く。
- (2) 化学物質評価専門委員会は、化学物質環境安全性総点検調査その他化学物質の環境リスク評価に係る重要な事項に関する調査を行う。
- (3) 化学物質評価専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

7. P R T R 対象物質等専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「P R T R 対象物質等専門委員会」を置く。
- (2) P R T R 対象物質等専門委員会は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しに係る専門的事項に関する調査を行う。
- (3) P R T R 対象物質等専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。